

何を裁こうとするのか

去る7月30日、大阪地方裁判所は、大阪市平野区の自宅で姉（当時46歳）を刺殺したとして、殺人罪に問われていた無職の大東一広被告（42歳）に対し、「再犯の恐れがあり、刑務所収容が社会秩序維持に資する」として、求刑の懲役16年を上回る懲役20年の判決を言い渡しました。

量刑は、犯罪行為の中身で判断されるべきで、悔悛の情、再犯の可能性などは付帯的な判断材料とすべきものだと思います。

今回の判決では、求刑を超える懲役刑が言い渡されていますが、その理由が犯罪行為そのものよりも再犯の可能性に重点が置かれているという点で、異例の判決ではないかと思います。

懲役16年の求刑を20年に引き伸ばしたことについて、判決理由では、約30年間引きこもり状態だった被告が姉に逆恨みを募らせた動機の形成などにアスペルガー症候群の影響があったと認定した上で、

(1)十分に反省していない

(2)親族が被告との同居を断り、社会内でアスペルガー症候群に対応できる受け皿が用意されていない、

の2点から再犯の恐れがあると指摘し、「許される限り長く刑務所に収容し内省を深めさせることが社会秩序の維持にも資する」と述べています（7月31日付北海道新聞）。

犯罪行為の悪質性、残虐性というよりも、反省が足りない、再犯の恐れがあるということが、求刑を超える懲役刑を科する理由になっています。

私が良く理解できないのは、判決では、姉を殺害した動機にアスペルガー症候群の影響があったと認定した上で、減刑は考慮する必要がないとしている事です。

アスペルガー症候群というのは、社会性に困難のある「広汎性発達障害」の一種で、人とのコミュニケーションを取ることが旨く出来ないといった特徴があります。判決で「反省が足りない」とされていますが、反省の態度を表現できないという事もアスペルガー症候群の影響が大きいと考えるべきではないで

しょうか。

また、アスペルガー症候群だからといって、犯罪を犯しやすいといったデータもありません。

大東被告は12歳から30年間引きこもり、それが高じて実の姉に対して逆恨みの感情を持つに至ったという事ですが、そもそも引きこもりの原因自体もアスペルガー症候群にあったと考えられます。

発達障害は早期発見、早期治療によって症状が改善されるといわれていますが、大東被告はアスペルガー症候群という発達障害を抱えながらどのように育って来たのか、そうした点も丁寧に見て行くべきです。

発達障害を抱えているのは、大東被告のせいではありません。特に、彼の発達障害に対して適切な治療や自立へのサポートが行われていたら、逆恨みで姉を殺してしまうという悲劇は避けられたかもしれませんが、そうした社会的なサポート体制が十分でないこともまた、大東被告の責任ではありません。

にもかかわらず、発達障害の故に再犯の恐れがあるとされ、社会的な受け皿がないという理由で刑務所内に隔離しようという発想は、余りにも、アスペルガー症候群等の発達障害に対して無理解であり、偏見だと言わざるを得ません。大東被告の弁護士は、今後控訴を検討するとしていますので、控訴審での議論の行方を注目して行きたいと思います。そして同時に、今回の判決は、発達障害を持つ人々への社会的な支援体制を充実させていく契機とすべきだと考えています。(塾頭 吉田 洋一)